

# 令和8年度神崎市就学相談 実施要項

神崎市教育委員会

## 1 目的

障害のある幼児・児童・生徒（以下、幼児等）の就学に関する相談を実施することにより、その保護者等の悩みの解決に当たるとともに、神崎市教育委員会における個々の幼児等に応じた就学の推進に役立てる。

## 2 対象者

- (1) 障害のある幼児等で、令和8年度に、特別支援学校（小学部又は中学部）への入学を検討している者及びその保護者、担任教員等の関係者
- (2) 障害のある幼児等で、令和8年度に、小・中学校の特別支援学級への入級を検討している者及びその保護者、担任教員等の関係者
- (3) 障害のある幼児等で、令和8年度に、市内の通級指導教室への入級を検討している者及びその保護者、担任教員等の関係者
- (4) その他、就学に悩みのある者及びその保護者、担任教員等の関係者（障害の程度は判らなくても可）

## 3 相談実施回数、日時、場所

回	日時	場所
1	6月 4日(木)、5日(金) 9:00～17:00	神崎市中央公民館 (神崎市神埼町鶴3388番地5)
2	8月 6日(木)、7日(金) 9:00～17:00	神崎市中央公民館 (神崎市神埼町鶴3388番地5)

## 4 申込みについて

- (1) 申込書は、別紙様式1によること。
- (2) 申込書の提出は、所属校(園)が保護者からの申込みをとりまとめの上、神崎市教育委員会へ申し込むこと。所属校(園)がない場合は、保護者が直接申し込むこと。
- (3) 申込期限及び申込先は、別途通知する。

## 5 就学相談の実施

- (1) 申込み締切後、神崎市教育委員会は、決定した相談日時を各所属校(園)へ通知する。在宅の場合は、直接保護者に通知する。
- (2) (1)の通知と同時に送付された「個人調査票」を、保護者又は担任が記入し、**指定された日までに神崎市教育委員会に提出する。(提出が間に合わなかった場合は当日持参する。)**
- (3) 相談に際して、保護者及び所属園は、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「諸検査の結果」等の参考資料や、子どもの作品、学習関係の資料があれば持参する。
- (4) 相談日には、開始時刻の15分前を目途に会場控え室で待機する。
- (5) 相談時間は、20分程度を目安とする。
- (6) 相談には、所属園・学校の担任等が必ず付き添う。

## 6 相談結果の通知等

- (1) 相談終了後、相談の結果を関係の所属校(園)へ通知する。相談内容については、個人のプライバシーに関する内容であるため、管理については特に留意の上、就学支援業務以外の目的に使われることがないようにする。
- (2) 保護者からの申し出があれば、各所属校(園)は相談結果について開示する。
- (3) 就学相談についての問い合わせは、下記へ行う。  
神崎市教育委員会学校教育課（教育指導係：TEL0952-37-3592）